

議員提出議案第9号

「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の円滑な返上を  
可能にすることを求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

大阪市会議長 山下昌彦様

提出者

黒田 當 士	川 嶋 広 稔	太 田 晶 也	北 野 妙 子
永 井 啓 介	山 本 長 助	福 田 武 洋	新 田 孝 史
高 野 伸 生	木 下 吉 信	足 高 將 司	多 賀 谷 俊 史
荒 木 幹 男	床 田 正 勝	加 藤 仁 子	有 本 純 子
西 川 ひろじ	荒 木 肇	前 田 和 彦	

(別 紙)

平成30年3月 日

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
厚生労働大臣	国土交通大臣	
内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革)		

大阪市会議長 山下昌彦

「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の円滑な返上を  
可能にすることを求める意見書

平成26年5月に大阪市が「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「特区民泊」という。）」の対象地域として名乗りを上げ、国に指定されて以来、認定民泊施設は1,485室を数えるが、認定を受けずに国内外の客を受け入れている、いわゆる違法民泊施設が1万室を超えるといわれる。

本年2月23日、日本人女性が犠牲となる悲惨な殺人・遺体遺棄事件が大阪市東成区・西成区の違法民泊施設で起きた。違法民泊施設がどこにどのくらい存在するのか全くわからない現状に対し、不安の声は募る一方である。

そんな中、全国一律の「住宅宿泊事業法」が6月に施行されることとなり、3月15日から届出が開始された。都市部は人口が集中し、住宅・商業地域が混在しており、のどかな田園・山河が広がる地域とでは抱える問題が違うことから、同法18条に基づく地方裁量が許されていることにより、都市部を中心に各自治体で様々な工夫がなされている。

しかし、大阪市は大阪府とともにそもそも特区民泊対象地域であり、市内では届出か認定かの違いはあれども、新法民泊と特区民泊という同じような二つの制度が並存することとなり、従来の旅館業法に基づく簡易宿所を加えると、判別のつかない宿泊施設が混在することになる。利用者にとっても分かりにくいだけでなく、制限される面積や設備等、期間・区域などが根拠法によって違うにもかかわらず、地域住民はどの根拠法による施設なのか外形的に分からないということになり、住民不満の原因につながりかねない。

国家戦略特別区域を指定して、規制緩和をした後、全国一律の法律が施行されることをもって、特区民泊は一定役割を終えたものと考えてのが適当で、この際移行期間を設け、廃止の方向へと誘導されることが望ましい。

よって国におかれては、国の目指される適法民泊への誘導のためにも、地域住民の安全・安心を最優先に考えるべき基礎自治体の特区民泊返上がより円滑に可能となるルールづくりを行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。